

# 一般財団法人宮崎県消防設備協会定款

平成25年4月1日制定・施行

平成25年7月1日一部変更

平成30年7月1日一部変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人宮崎県消防設備協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防用設備等の品質管理、整備及び維持管理の適切かつ円滑な促進並びに火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、消防設備士、消防設備点検資格者、防火管理者その他消防用設備関係業務に携わる者の技術及び資質を高めることにより、火災予防の実効性を向上させ、火災による県民の生命身体の安全を確保し、及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防用設備等の適切な整備及び維持管理の促進
- (2) 消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施
- (3) 防火対象物の防火防災安全対策の推進
- (4) 火災予防思想の普及啓発
- (5) 関係官公庁及び関係団体との連絡協調
- (6) 前各号の事業に附帯する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮崎県の区域内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

る。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により承認を受けた書類（同項第2号及び第6号の書類を除く。）は、定時評議員会に提出するとともに、同項第1号及び第3号の書類にあってはその内容を報告し、同項4号及び5号の書類にあっては承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

5 第1項各号の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数等)

第10条 この法人に評議員9名以上13名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会議長とする。

(評議員の選任及び解任等)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を評議員会において選任することができる。

3 前項の場合には、評議員会において、次の事項も併せて決議しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

4 第2項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

5 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議委員会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

※3項（一部改正平25.7.1）

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、1日当たり10,000円を超えない範囲内で、報酬を支給する。

- 2 評議員は、前項に規定する報酬のほか、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法の基準は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年に1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

※3項（一部改正平25.7.1）

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 第1項の規定により、理事長が評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項
  - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

（議長）

第18条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

2 評議員会議長が欠けたとき又は評議員会議長に事故あるときは、出席した評議員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により評議員会の決議を省略した場合においては、決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならないものとする。

(評議員会への報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上17名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。

3 前項に規定する理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を専務理事又は常務理事とすることができる。

4 第2項に規定する理事長及び副理事長をもって法人法第197条において準用する法人法第9

1 条第 1 項第 1 号の代表理事とする。

5 第 3 項に規定する専務理事又は常務理事をもって法人法第 1 9 7 条において準用する法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 2 4 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 2 5 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事又は常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 6 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 2 7 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第 2 3 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 2 8 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 2 9 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項に規定する費用弁償の額及びその支給方法の基準は、評議員会の決議により別に定める。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第 3 0 条 この法人は、法人法第 1 9 8 条で準用する法人法第 1 1 4 条第 1 項の規定に基づき、職務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第 1 9 8 条において準用する法人法第 1 1 5 第 1 項の規定に基づき、外部

理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第198条で準用する法人法第113条に定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項に係る業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 事務局長その他の重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
  - (6) 役員損害賠償責任の免除

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、毎年2月又は3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長2名のうち、あらかじめ理事長が指名した者が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長2名のうちのいずれかが議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により理事会の決議を省略した場合においては、決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かねばならないものとする。

（理事会への報告の省略）

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告については、適用しない。

（理事会の議事録）

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第8章 会員

（会員）

第40条 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業を後援する個人、法人又は団体を、この法人の会員とすることができる。

（入会金及び会費）

第41条 会員は、理事会の決議を得て理事長が別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項に規定する入会金は、特別の事情がある場合には、免除することができる。

（入会及び退会）

第42条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の決議を得て理事長が別に定めるところにより、申込みをしなければならない。

2 会員は、理事会の決議を得て理事長が別に定めるところにより、退会することができる。

（会員規程）

第43条 前3条に規定するもののほか会員に関し必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める規程によるものとする。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方

公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮崎県において発行する宮崎日日新聞に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局、顧問その他

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長その他の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項に規定する職員以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(顧問)

第49条 この法人に、任意の機関として、必要に応じて顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬及び費用については、役員相当額とする。

(委員会)

第50条 この法人に、事業の運営上必要に応じて、委員会を設けることができる。

2 委員会の設置及び廃止は、理事会において決議する。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長及び副理事長は、次に掲げる者とする。

理事長 豊浦晃嗣

副理事長 蒼森照之



副理事長 安田耕一

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

古見潔和

廣末 誠

久保 勇

黒木裕治

鈴木 茂

黒木 寛

山村健司

児玉義男

越智信一

有川啓悟

松山信一

濱崎幸夫

附 則

この定款の一部変更による変更後の定款は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

定款第49条4項で「顧問の報酬は無償とする」を「顧問の報酬及び費用については、役員相当額とする」、この定款の一部変更による変更後の定款は、平成30年7月1日から施行する。

#### 別表（第5条関係）基本財産

財産種別	金額等
現金若しくは定期性預金、貸付 信託若しくは金銭信託又は国債、 政府保証債若しくは地方債	11,000,000円

※一部改正（平25.7.1）